

令和7年12月5日  
都市整備部都市交通計画担当

## 江東区地域公共交通推進協議会の設置について

### 1 趣旨

区では、誰もが安全かつ快適に移動できる交通環境の実現を目指し、区全域を対象とした移動手段のマスタープランである江東区地域公共交通計画の策定に取り組んでいる。

また、すべての人が利用しやすい公共空間の推進に向け、全区的なバリアフリー化の促進に向けた方針や具体的な事業を示す江東区バリアフリー基本構想の改定にも取り組んでいる。

さらに、コミュニティバスしおかぜの運行のほか、都営バス路線網を補完する新たな交通システムの導入に向けた検討を行っている。

これらの取組を進めるうえで、区民や交通事業者、その他関係機関との一体的な協議により合意形成を図るため、江東区地域公共交通推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 協議会の概要

#### (1) 協議事項

- ア 江東区地域公共交通計画の策定（令和9年3月予定）に関すること
- イ 江東区バリアフリー基本構想の改定（令和9年3月予定）に関すること
- ウ 地域公共交通会議（コミュニティバス、新たな交通システム）に関すること

#### (2) 委員（50名以内）

- |                        |                 |        |        |
|------------------------|-----------------|--------|--------|
| ・地域公共交通を利用する区民         | ・障害者団体、高齢者団体の代表 |        |        |
| ・その他区内団体の代表            | ・公共交通事業者等       |        |        |
| ・一般旅客自動車運送事業者の運転者団体の代表 |                 |        |        |
| ・関係行政機関                | ・道路管理者          | ・港湾管理者 | ・公安委員会 |
| ・学識経験者                 | ・区職員            |        |        |

### 3 スケジュール

令和7年12月	協議会の設置
令和8年 1月	協議会の開催
令和8年度	協議会（2回程度開催予定）